

○少年警察活動規則施行細則

(平成19年12月7日島根県警察訓令第37号)

少年警察活動規則施行細則（平成14年島根県警察訓令第60号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 基本的事項（第2条・第3条）
- 第3章 少年警察の体制等（第4条－第9条）
- 第4章 一般的活動（第10条－第17条）
- 第5章 非行少年全般についての活動（第18条－第29条）
- 第6章 犯罪少年事件の捜査（第30条－第37条）
- 第7章 触法少年事件の調査（第38条－第51条）
- 第8章 ぐ犯少年事件の調査（第52条－第63条）
- 第9章 不良行為少年の補導（第64条－第67条）
- 第10章 少年の保護のための活動（第68条－第76条）
- 第11章 その他（第77条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 基本的事項

（少年警察活動の根拠）

第2条 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。第45条第4項及び第48項第1項において「警察職員の職務等に関する規則」という。）、島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）その他の法令によるほか、この細則の定めるところによる。

（少年警察活動の基本）

第3条 少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 少年警察活動の目的である少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、少年の規範意識の向上及び立ち直りに資するように配慮すること。
- (2) 少年が心身ともに成長期にあって環境の影響を受けやすく、可塑性に富むことなど、少年の特性に関する深い理解をもって当たること。

- (3) 少年自身とその環境を深く洞察して問題点を把握し、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずるように努めること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮し、国外における児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り及び児童の性的搾取事犯防止のための広報啓発を強力に推進すること。

第3章 少年警察の体制等

(少年警察部門)

第4条 この訓令において「少年警察部門」とは、少年警察活動を所掌する警察本部の生活安全部少年女性対策課（以下「少年女性対策課」という。）並びに警察署の生活安全課、生活安全刑事課及び生活安全刑事係をいう。

(少年サポートセンター)

第5条 少年女性対策課に、少年サポートセンターを置く。

2 少年サポートセンターにおいては、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 街頭補導に関すること。
- (3) 継続補導に関すること。
- (4) 非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催に関すること。
- (5) 少年の非行防止及び健全育成についての広報啓発活動に関すること。
- (6) 被害少年及びその保護者に対する支援に関すること。
- (7) 家出少年及び要保護少年の発見、保護に関すること。
- (8) 少年の心身に有害な影響を与える環境(第17条第1項において「有害環境」という。)の浄化に関すること。
- (9) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。

3 少年サポートセンターの運営の細目は、別に定める。

(少年補導職員)

第6条 少年サポートセンター及び警察署に、少年補導職員を配置する。

2 少年補導職員は、警察本部長が指定する複数の警察署の管内において活動することができる。

3 少年補導職員の活動の細目は、別に定める。

(所属長の職務)

第7条 所属長は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案につき、次に掲げる事項について自ら行うものとする。ただし、犯罪捜査規範施行細則（昭和35年島根県警察訓令第8号）第2条の規定により警察本部長が指揮するものを除く。

- (1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。
- (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ

犯少年であると認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査又は調査（以下「捜査・調査」という。）の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の要否及び方法を決定すること。

- (3) 強制措置及びその解除の要否を決定すること。
- (4) 関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置を決定すること。
- (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 継続補導の要否を決定すること。
- (7) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
- (8) その他非行少年及び不良行為少年の処遇に関する重要な事項に関すること。

（関係機関、ボランティア等との連携）

第8条 少年警察活動は、県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成のための業務を行う機関又は少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体と連携するとともに、適切に役割を分担するものとする。

- 2 少年警察活動に当たっては、少年の非行防止又は少年の福祉のための活動に当たる少年補導委員、少年指導委員、地域安全推進員等のボランティアとの協力を努めるとともに、ボランティアがその役割を果たすことができるように必要な支援をするものとする。

（発見時の報告）

第9条 警察職員は、非行少年又は児童相談所若しくは福祉事務所（第24条第2項及び第73条第1項において「児童相談所等」という。）へ通告する必要があると認める要保護少年又は被害少年を発見した場合には、次に掲げる事項を所属長に報告するものとする。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 発見者の講じた措置
- (6) その他必要と認める事項

- 2 警察本部の所属長（生活安全部少年女性対策課長（以下「少年女性対策課長」という。）を除く。）は、前項の報告を受けたときは、速やかに少年女性対策課長に連絡するものとする。

第4章 一般的活動

（街頭補導）

第10条 街頭補導は、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、効果的に実施するものとする。

- 2 街頭補導は、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者と協力して実施するものとする。
- 3 街頭補導を実施するに際しては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 警察手帳又は少年補導職員証を提示し、自らの身分を明らかにすること。
 - (2) 公共の場所以外の施設等で実施するときは、当該施設等の管理者の同意を得ること。
 - (3) 少年への事情の聴取、注意、助言、指導等は、人目に付かないようにすること。
- 4 その他街頭補導の細目は、別に定める。

(少年相談)

第11条 少年相談を受けたときは、懇切を旨として、当該事案の内容に応じて指導助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

- 2 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する警察職員が少年相談を受けた場合には、警察相談の取扱いに関する訓令（平成25年島根県警察訓令第5号）で定める所定の手続をとった上で、少年警察部門に属する警察職員に引き継ぐものとする。
- 3 少年相談の実施に関する細部事項は、別に定める。

第12条 削除

(継続補導)

第13条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要があると認める場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
 - (2) 触法少年であって少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
 - (3) 低年齢少年のぐ犯少年であって児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
 - (4) 不良行為少年
- 2 継続補導は、少年補導職員において実施するものとする。

(継続補導票)

第14条 前条の規定により継続補導を実施するときは、継続補導票（様式第1号）を作成し、所属長に報告するものとする。

- 2 継続補導票の作成に関する細部事項は、別に定める。

(少年の規範意識の向上等に資するための活動)

第15条 警察署長は、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じ、学校その他関係機関、PTA、ボランティア等との協力の下に行うも

のとする。

- 2 警察署長は、少年の規範意識の向上を図るため、社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他体験活動を積極的かつ効果的に行うものとする。

(情報発信)

第16条 少年警察活動については、学校警察連絡協議会、青少年育成市町村民会議を始めとする関係機関との協議会、講習会等の場を活用して、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信し、少年の健全な育成に関する理解を深めるように努めること。

- 2 前項の規定による情報発信を効果的に行い、及び少年の非行の防止と保護を図る施策に資するため、常に少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するよう努めるものとする。

(有害環境発見時の報告)

第17条 警察職員は、有害環境を発見したときは、所属長に報告するものとする。

- 2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を少年女性対策課長に速やかに連絡するものとする。

第5章 非行少年全般についての活動

(捜査・調査を行う部門)

第18条 警察本部長又は警察署長は、犯罪少年に係る事件（以下この章及び次章において「犯罪少年事件」という。）の捜査、触法調査及びぐ犯調査については、少年の特性に配意しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことにかんがみ、原則として、少年警察部門に属する警察官に担当させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査・調査については、この限りでない。

- (1) 成人の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
 - (2) 少年法第20条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
 - (3) 少年法第22条の2第1項に掲げる罪に係る犯罪少年事件
 - (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
 - (5) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下この章において同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年に係る事件（以下「触法少年事件」という。）
 - (6) 交通事故に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長又は警察署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適当であると認める事件
- 2 警察本部長又は警察署長は、犯罪少年事件、触法少年事件及びぐ犯少年に係る事件（以下この章において「非行少年事件」という。）の捜査・調査を少年警察部門

以外の部門に属する警察官に行わせるときは、少年の特性に配慮した捜査・調査が行われるよう、少年事件選別主任者に対し、捜査・調査の経過を常に把握させ、及び捜査・調査を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行わせるものとする。

(少年事件指導官)

第19条 島根県警察の組織の細目等に関する訓令（平成7年島根県警察訓令第4号）
第19条の少年事件指導官は、警察本部長が指定するものとする。

2 少年女性対策課長は、少年事件指導官に、次の職務を行わせるものとする。

- (1) 犯罪少年事件のうち本部要指導事件（署長指揮事件のうち公判又は少年事件審判において立証上の問題が生ずるおそれのある事件をいう。第3号において同じ。）及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められ、少年警察部門に属する警察官が捜査・調査を行う事件について、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官又は調査主任官等に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査・調査の遂行のために必要な指導を行うこと。
- (2) 前号の事件の送致後において、審判結果を把握し、及び補充捜査等が的確に行われるよう指導等を行うこと。
- (3) 犯罪少年事件のうち本部要指導事件、犯罪捜査規範施行細則第2条の規定により警察本部長が指揮する事件及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められる事件で、主として少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査・調査を行うものについて、前号と同様の指導が的確に行われるように事件主管課幹部に対して助言すること。
- (4) 少年事件選別主任者に対し、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査・調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(少年事件選別主任者)

第20条 警察本部長は少年女性対策課の幹部のうちから、警察署長は少年警察部門の幹部のうちから少年事件選別主任者を指定するものとする。

2 警察本部長又は警察署長は、第26条の規定により措置の選別及び処遇意見の決定をしようとするとき、及び少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うときは、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ配慮すべき事項等について、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要があると認めるものを除き、この限りでない。

(年齢の確認)

第21条 非行少年事件の捜査・調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適

用に誤りのないようにするため、特に、現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認しなければならない。

(明らかにすべき事項)

第22条 非行少年事件の捜査・調査に当たっては、事実の捜査・調査のみならず、次に掲げる事項について明らかにするものとする。

- (1) 当該事件の存否及び態様
- (2) 当該事件の原因及び動機
- (3) 少年の性格、行状、経歴及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校又は職場の状況
- (5) 少年の交友関係
- (6) 少年の居住地の環境
- (7) 少年の非行の防止及び立ち直りに協力することができるかと認められるボランティアの有無
- (8) その他少年の処遇に関し必要な事項

(捜査・調査上の留意事項)

第23条 非行少年事件の捜査・調査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を講ずるべきかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないよう留意すること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配意し、迅速に捜査・調査すること。

(関係機関との連携)

第24条 犯罪少年事件の捜査を行うに当たり、必要があると認めるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。この場合においては、警察本部長又は警察署長の指揮の下に行うものとする。

2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、必要に応じ、調査における少年の状態等所要の事項を連絡するなど、特に家庭裁判所及び児童相談所等との連携を密にして進めなければならない。

(報道発表上の注意)

第25条 少年の事件を報道機関に発表するときは、所属長が指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、その属する会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関に発表しないものとする。当該少年の写真の提供についても、同様とする。

3 触法少年事件については、その性質上、報道機関への発表の可否を特に慎重に判断

するものとし、発表するときは、前項の規定に準じて行うものとする。

(措置の選別及び処遇意見)

第26条 警察署長及び少年事件の捜査・調査を行う警察本部の所属長（第5項及び第41条第1項において「警察署長等」という。）は、非行少年について、関係機関への送致又は通告の措置を講ずるべきか、犯罪少年事件の送致を通常送致又は簡易送致（規範第214条の規定による送致をいう。次項及び第4項において同じ。）のいずれによるべきか及び送致等の措置を講ずる場合はいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年について関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置を講ずる場合は、最も適切と認める処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項の規定による選別又は処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を考慮して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項は、捜査・調査の結果から客観的に判断するものとする。

(1) 事案の態様

(2) 非行の原因及び動機

(3) 非行少年の再非行のおそれ

(4) 非行少年の保護者の実情、少年の非行の防止及び立ち直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体、ボランティアの意見等

4 通常送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種、被害の程度等の形式的な要件のみに基づいて判断することなく、犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再非行のおそれ等を総合的に判断するものとする。

5 警察署長等は、措置の選別及び処遇意見の決定に際しては、少年事件選別主任者の意見を求めるものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要があると認めるものを除き、この限りでない。

(送致又は通告に関する留意事項)

第27条 非行少年について、関係機関への送致等をするに当たっては、必要に応じ、少年及びその保護者又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に対し、送致等の趣旨を説明するとともに、今後特に留意すべき事項を助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等をする少年について将来における非行のおそれが大きいと認めるときは、送致等先の機関において速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が講じられるように連絡するものとする。

(少年事件処理簿)

第28条 少年警察部門に、少年事件処理簿（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第44号）を備え付け、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件に

係る処理の状況を明らかにしておかなければならない。

(少年カード)

第29条 送致等の措置を講じた非行少年（交通法令違反に係る非行少年及び交通事故に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪に係る非行少年を除く。）及び送致等の措置を要しない触法及びぐ犯少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（少年事案処理簿及び少年カードの様式について（平成19年10月31日警察庁丙少発第41号警察庁生活安全局長通達）別記様式第2号）を作成するものとする。

- 2 少年カードは、当該少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。
- 3 少年の住居地を管轄する警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属長は、少年カードの原本を少年の住居地を管轄する警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。この場合において、少年の住居地を管轄する警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、警察本部を經由して送付するものとする。
- 4 少年カードの作成に関する細部事項は、別に定める。

第6章 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件捜査の基本)

第30条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たること。

- 2 犯罪少年事件の捜査に当たっては、少年の特性を考慮し、特に、他人の耳目に触れないようにし、言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第31条 捜査のために少年の被疑者、保護者又は参考人を呼び出すときは、電話、呼出状（規範別記様式第7号）の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、要件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年の被疑者又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

- 2 捜査のために少年を呼び出すときは、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 捜査のために少年を呼び出すときは、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないように配慮しなければならない。
 - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り、避けること。
 - (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り、避けること。
 - (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り、避けること。
 - (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認めるときは、警察職員が家庭へ出

向き、又は警察施設以外の適当な場所に呼び出すこと。

- (5) 呼び出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。
- 4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、規範第207条及び前項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するように努めるなど、少年の心情に配慮するものとする。
- 5 捜査のために非行少年の保護者を呼び出す場合は、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないように配慮するものとする。
- 6 少年の被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿(規範別記様式第8号)に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておくかなければならない。

(取調べ上の留意事項)

第32条 前条第2項の規定は、少年の被疑者の取調べを行う場合について準用する。

- 2 少年の被疑者の取調べを行うときは、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (2) 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べの時間が長くなりすぎないようにすること。
- (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせることにすること。
- (4) 少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (5) 少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。
- (6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があると認めるときは、助言その他の措置を講じて少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置の制限)

第33条 少年の被疑者については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

- 2 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又は執行する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を考慮して判断すること。
- (2) 留置する場合は、少年法第49条第1項及び留置施設の管理運営に関する訓令(平成19年島根県警察訓令第18号)第24条の規定に基づき、成人と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。
- (3) 留置したときは、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。
- (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(指紋の採取等)

第34条 身体の拘束を受けていない犯罪少年の指紋又は掌紋の採取及び写真の撮影は、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で本人の承諾を得たときに限るものとする。この場合において、少年の心情を傷つけることのないようにその時期、場所、方法等について慎重に配意するものとする。

(親告罪等に関する措置)

第35条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合においては、みだりに被害者等呼び出すなど、被害者等の心情に反する措置を講ずることを避けるものとする。
- 3 犯罪少年事件を送致する場合は、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないように当該機関に連絡することに留意するものとする。
- 4 少年が、親族であるため刑を免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合についても、前3項の規定の例によるものとする。

(所持物件の措置)

第36条 犯罪少年事件の捜査に当たり、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、受領書(ぐ犯調査に係る書類の作成について(平成19年10月31日警察庁丙少発第40号警察庁生活安全局長通達)別記様式第3号)を徴するなど、そのてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(余罪の捜査)

第37条 少年の被疑者に関する余罪の捜査に当たっては、迅速かつ的確に行うことを旨とするとともに、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配意するものとする。

第7章 触法少年事件の調査

(触法調査の基本)

第38条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未熟であり、可塑性に富み、迎合する傾向にあることなどの特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立ち直りに配慮すること。

(触法調査を行うことができる警察職員)

第39条 少年法第6条の2第3項に規定する警察職員(第43条第3項及び第53条において「警察職員」という。)は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(調査指揮)

第40条 触法調査の指揮については、規範第16条から第19条(事件指揮簿に関する部分を除く。)までの規定を準用する。

2 触法少年事件については、少年事件処理簿を作成し、触法調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておくこと。

(調査主任官)

第41条 警察署長等は、活動規則第18条第1項の規定に基づき、個々の触法調査について調査主任官を指名すること。この場合において、調査主任官は、あらかじめ指名するのではなく、個々の事件の内容、警察官の調査能力等を勘案して指名すること。

2 調査主任官は、当該事件の調査状況を詳細に把握するとともに、低年齢少年の特性に対する深い理解をもって、活動規則第18条第2項各号に掲げる職務を行うこと。

3 調査主任官が交代する場合は、活動規則第18条第4項の規定によるものとする。

4 調査主任官の運用に関する細目は、別に定める。

(付添人の選任等)

第42条 触法少年であると疑われる少年(以下この条、第43条(第4項を除く。)、第44条において「少年」という。)又はその保護者に対しては、付添人制度について分かりやすく説明するとともに、必要に応じて関係機関・団体について紹介、助言等を行うことに配慮すること。

2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該付添人選任届を確実に引き継ぐものとする。

(呼出し上の留意事項)

第43条 触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状(様式を定める訓令別記様式第39号)の送付その他適当な方法により、出向

く日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達すること。この場合において、少年又は重要な参考人を呼び出すときは、警察本部長又は警察署長に報告の上、その指揮を受けなければならない。

- 2 第31条第2項の規定は、少年を呼び出すときの保護者等への連絡について準用する。
- 3 少年の呼出しに当たっては、次に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。
 - (1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
 - (2) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
 - (3) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り、避けること。
 - (4) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り、避けること。
 - (5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認めるときは、調査に従事する警察職員が家庭に出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
 - (6) 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。
- 4 触法調査のために被害者その他参考人として少年を呼び出すときには、前3項に規定する事項に配慮するものとする。
- 5 第31条第5項の規定は、触法調査のための少年の保護者の呼出しについて準用する。
- 6 少年、保護者又は参考人を呼び出すときは、呼出簿(様式を定める訓令別記様式第40号)に所要事項を確実に記載し、その処理の経過を明らかにしておくこと。

(質問上の留意事項)

第44条 第31条第2項の規定は、少年に質問するに当たっての保護者等への連絡について準用する。

- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないように言動に注意するとともに、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他適切と認める者の立会いについて配慮するものとする。
- 3 少年の質問を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること、及び長時間にわたり質問することを避けること。
 - (2) 質問の場所については、事務室等の一般人の出入りが多い場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (3) 少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (4) 少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めること。
 - (5) 少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に

応じて分かりやすく告げること。

(6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があると認めるときは、助言その他の措置を講じて少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めること。

4 第32条第3項の規定は、被害者その他の参考人として少年に質問する場合について準用する。

(強制の措置)

第45条 触法調査に係る搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。

2 触法調査については、できる限り、強制の措置を避けるものとし、強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に検討し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮すること。

3 令状の請求をしたときは、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号）により、請求の手續、発付後の状況等を明らかにすること。

4 押収物の還付に関する公告については、警察職員の職務等に関する規則第2条で定めるところによるほか、別に定める。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明したときの措置)

第46条 逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになったときは、直ちに当該少年を釈放しなければならない。

2 前項の規定により少年の身柄を釈放するときは、逮捕手續書及び弁解録取書により逮捕手續の過程を、捜査報告書等により釈放の理由を明らかにしておくものとする。この場合において、逮捕手續書には、既に釈放した旨を記載するものとする。

3 緊急逮捕した場合には、釈放した後であっても、規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求しなければならない。

4 捜査のための搜索等により証拠品を差し押さえた後に当該事件が触法少年事件であることが判明したときは、直ちに当該証拠品を還付しなければならない。この場合において、還付した物件が引き続き必要であると認めるときは、次条の規定により措置するものとする。

5 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕、搜索、差押え等の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

(所持物件の措置)

第47条 触法少年が、触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合は、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

2 触法少年と成人又は少年の被疑者とが共犯関係にあるときは、当該触法少年が所持する物件を、成人又は少年の被疑者に関する捜査上の手續により押収することが

できる。

- 3 第36条の規定は、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でない認められる物件を触法少年が所持していることを発見した場合の措置について準用する。

(関係書類の作成)

第48条 触法調査のために作成する関係書類の様式については、調査概要結果通知書(警察職員の職務等に関する規則別記様式)のほか、様式を定める訓令等で定めるところによるものとする。

- 2 少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

- 3 申述書には、当該少年の署名及び押印又は指印(以下この項及び第59条第3項において「署名押印等」という。)を求めること。この場合において、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等にも署名押印等を求めるものとする。

(触法少年事件の送致又は通告)

第49条 触法少年事件の送致又は通告については、活動規則第22条から第24条までの規定によるものとする。

- 2 触法調査の過程において、少年が要保護児童であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認めるときは、児童通告書(様式を定める訓令別記様式第37号)により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該様式中の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく児童通告書を作成して送付するものとする。

(触法少年の一時保護に係る留意事項)

第50条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受け、触法少年を一時保護するときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用すること。
- (2) 部屋にかぎを掛ける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるように配慮すること。
- (3) 留置施設の部屋を使用しないこと。
- (4) 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃走しないように注意すること。
- (5) 少年が火災その他自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。
- (6) 保護者等に対し、速やかに一時保護した旨を連絡すること。

(指導教養)

第51条 警察本部長及び警察署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、調査能力の向上に努めるものとする。

第8章 ぐ犯少年事件の調査

(ぐ犯調査の基本)

第52条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認める者を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、整理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

3 第38条第2項の規定は、低年齢少年たるぐ犯少年に係る事件の調査を行う場合について準用する。

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第53条 警察職員は、活動規則第28条の規定により、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

(調査指揮)

第54条 ぐ犯調査の指揮については、規範第16条から第19条(事件指揮簿に関する部分を除く。)までの規定を準用する。

2 ぐ犯少年事件については、少年事件処理簿を作成し、ぐ犯調査の指揮及び事件の送致又は通告その他事件の処理の経過を明らかにしておくこと。

(調査主任官)

第55条 第41条の規定は、ぐ犯事件の調査主任官について準用する。

(呼出し上の留意事項)

第56条 第43条(第4項を除く。)の規定は、ぐ犯調査に係る呼出しについて準用する。

2 低年齢少年たるぐ犯少年に係る事件の調査のための呼出しについては、前項の規定により準用する第43条(第6項を除く。)の規定によるほか、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、少年の心身に与える影響に配慮するものとする。

(質問上の留意事項)

第57条 ぐ犯少年を質問するに当たっては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認めるときは、この限りでない。

2 第44条の規定は、ぐ犯調査に係る質問について準用する。

(所持物件の措置)

第58条 ぐ犯少年が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、調査のために特にその物件が必要であると認めるときは、その同意を得た上で、一時、これを預かるものとする。この場合においては、預り書(ぐ犯調査に関する書類の作成について別記様式第1号)を作成するほか、保護者の申述書を作成するなど、物件の預かりのてん末を明らかにしておくものとする。

2 ぐ犯少年以外の者が前項に規定する物件を所持している場合は、所有者等の協力を得て、その物件の提出を求めるものとする。この場合においては、任意差出書(ぐ

犯調査に関する書類の作成について別記様式第2号)を徴するほか、提出者には、当該任意差出書の写しを交付するなど、物件の差出しのてん末を明らかにしておくものとする。

3 前2項に規定する物件が調査に必要でないことが明らかになった場合において、当該物件に係る被害者その他の権利者が判明しているときは、当該権利者に返還し、受領書を徴するものとする。

4 第36条の規定は、ぐ犯少年が少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと思えられる物件を所持していることを発見した場合の措置について準用する。

(関係書類の作成)

第59条 ぐ犯調査のために作成する関係書類の様式については、様式を定める訓令で定めるところによるものとする。

2 ぐ犯少年の申述書その他の関係書類の作成に当たっては、当該少年に対して、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

3 申述書には、当該少年の署名押印等を求めること。この場合において、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等にも署名押印等を求めるものとする。

(ぐ犯少年事件の送致又は通告)

第60条 ぐ犯少年事件の送致又は通告については、活動規則第33条の規定によるものとする。

2 ぐ犯少年事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所又は児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第61条 ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認める少年が緊急に保護しなければならない状態である場合において、その補導上必要があると認めるときは、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があると認めるときは、一時保護に準じて取り扱うものとする。この場合においては、第50条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(ぐ犯少年の一時保護における留意事項)

第62条 第50条の規定は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受け、ぐ犯少年を一時保護する場合について準用する。

(指導教養)

第63条 第51条の規定は、低年齢少年たるぐ犯少年に係る事件の調査に関する指導教養について準用する。

第9章 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第64条 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項に規定する連絡が必要であると認めるときは、少年補導票（様式第2号）を作成し、所属長に報告するものとする。

2 前項の場合において、所属長は、警察本部にあつては調整官、次長、副隊長、課長補佐又はこれに相当する職にある者に、警察署にあつては副署長、調整官、次長又は課長に専決させることができる。

3 警察本部の所属長（少年女性対策課長を除く。）は、第1項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を少年女性対策課長に速やかに連絡するものとする。

4 少年補導票の作成に関する細部事項は、別に定める。

（呼出し及び質問上の留意事項）

第65条 第31条（第4項を除く。）及び第32条の規定は、不良行為少年を警察施設に呼び出す場合について準用する。

2 第43条及び第44条の規定は、低年齢少年たる不良行為少年を呼び出し、質問する場合について準用する。

（所持物件の措置）

第66条 第36条の規定は、不良行為少年の所持する物件を措置する場合について準用する。

（少年事案処理簿の作成）

第67条 継続補導する不良行為少年については、少年事案処理簿（少年事案処理簿及び少年カードの様式について別記様式第1号）を作成するものとする。

第10章 少年の保護のための活動

（被害少年に対する活動）

第68条 被害少年に対しては、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導等の必要な支援をするものとする。

2 前項の支援に当たっては、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

3 被害少年に対する継続的な支援に当たっては、被害者支援カウンセラーその他臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなど、被害少年の特性に留意するものとする。

（報道発表上の留意事項）

第69条 少年が被害者である事件を新聞その他の報道機関に発表するときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

（被害少年に関する少年事案処理簿の作成）

第70条 継続的な支援が必要な被害少年については、少年事案処理簿を作成するものとする。

（福祉犯の取締り）

第71条 福祉犯事件を認知した場合は、時機を失することなく捜査するものとする。

2 少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査について、少年警察部門が捜査し、又は調査している事案との間に密接な関係がある場合等におい

ては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるように配慮しなければならない。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第72条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第68条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるとともに、同種の福祉犯の発生を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

(児童相談所等への通告)

第73条 要保護少年(活動規則第2条第8号に規定する要保護少年をいう。)を児童相談所等に通告するときは、児童通告書によるものとする。ただし、急を要し、当該書面を作成するいとまがない場合は、口頭又は電話により当該書面の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく当該書面を作成して送付するものとする。

2 前項に規定する通告を必要としない要保護少年に対しては、保護者等に注意、助言等をするなど、少年の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(要保護少年の一時保護)

第74条 第50条の規定は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受け、要保護少年を一時保護する場合について準用する。

(要保護少年に関する少年事案処理簿の作成)

第75条 通告の措置を必要とする要保護少年については、少年事案処理簿を作成するものとする。

(児童虐待対策)

第76条 児童虐待が人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童に対するカウンセリング等の支援、少年警察部門への情報の集約と組織としての的確な対応を進めるものとし、併せて再発を防止するために保護者に対する助言又は指導を行うものとする。

第11章 その他

(その他)

第77条 この細則に定めるもののほか、少年警察活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の少年警察活動規則施行細則(平成14年島根県警察訓令第60号)の規定により作成し、保管されている少年相談票、継続補導票、少年事案処理簿及び少年カードは、それぞれこの訓令の規定により作成したものとみなす。

(保護取扱いに関する訓令の一部改正)

3 保護取扱いに関する訓令(昭和35年島根県警察訓令第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(島根県警察の組織の細目等に関する訓令の一部改正)

4 島根県警察の組織の細目等に関する訓令(平成7年島根県警察訓令第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(窃盗犯捜査に関する訓令の一部改正)

5 窃盗犯捜査に関する訓令(平成8年島根県警察訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

(証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令の一部改正)

6 証拠物件の取扱い及び保管に関する訓令(平成8年島根県警察訓令第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

附 則(平成20年12月17日島根県警察訓令第29号)

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日島根県警察訓令第32号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成22年3月29日島根県警察訓令第10号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成25年8月29日島根県警察訓令第25号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成26年5月20日島根県警察訓令第12号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成26年6月12日島根県警察訓令第17号)

この訓令は、平成26年6月18日から施行する。

附 則(平成27年11月30日島根県警察訓令第25号)

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日島根県警察訓令第33号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

様式 [略]